岩手県告示第864号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年11月29日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社小田島アクティ	花巻市東町１番５号	株式会社小田島アクティ介護用品部釜石営業所	釜石市港町二丁目６番９号	釜石市鵜住居町第10地割30番地１　鵜住居町神ノ沢地区第２仮設企業団地Ａ棟－105	平成25年10月21日

２　特定福祉用具販売

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所			変更年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社小田島アクティ	花巻市東町１番５号	株式会社小田島アクティ介護用品部釜石営業所	釜石市港町二丁目６番９号	釜石市鵜住居町第10地割30番地１　鵜住居町神ノ沢地区第２仮設企業団地Ａ棟－105	平成25年10月21日

３　介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社小田島アクティ	花巻市東町１番５号	株式会社小田島アクティ介護用品部釜石営業所	釜石市港町二丁目６番９号	釜石市鵜住居町第10地割30番地１　鵜住居町神ノ沢地区第２仮設企業団地Ａ棟－105	平成25年10月21日

４　特定介護予防福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所			変更年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社小田島アクティ	花巻市東町１番５号	株式会社小田島アクティ介護用品部釜石営業所	釜石市港町二丁目６番９号	釜石市鵜住居町第10地割30番地１　鵜住居町神ノ沢地区第２仮設企業団地Ａ棟－105	平成25年10月21日